

季刊 スケットニュース

SKET NEWS

VOL.32 平成29年【夏号】



東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>

Sket-Town (組合員専用ページ)

<http://www.sket-town.com/>



八芳園（東京・白金台）中庭

contents

- 1 第60期通常総代会開催
- 2 設立60周年記念祝賀会報告
- 3 東西商工協同組合60年歩み
- 4 外国人技能実習生日本語弁論大会
- 5 技能実習法に向けた注意点

- 6 近畿圏高速料金改定
- 7 車両制限令違反に係る通知制度
- 8 改正個人情報保護のルール



組合Facebookページ随時更新中！

<http://www.facebook.com/tsk.kumiai>

第60期通常総代会開催

平成29年6月29日、東京都港区立港勤労福祉会館にて東西商工協同組合第60期通常総代会が開催され、予定されていたすべての議案が滞りなく決議されました。

当日、理事長の岡田よりご挨拶させていただきましたので掲載致します。



当期の日本経済は、四半期連続の緩やかな回復基調にありました。世界経済の緩やかな回復による輸出の持ち直しを背景に生産が増加しているほか、雇用・所得環境の改善を背景に消費も緩やかに回復しておりました。加えて、年央での経済対策の効果が各方面に波及し今後の持続が見込まれるところです。しかしながら、中小企業・小規模事業者を巡る業況は地域や業種によって景気回復の波及効果にバラツキがみられる等、依然として一部に厳しい状況が続いていました。この様な情勢の中で、弊組合は一貫して、組合員各位の事業経営の向上、改善に資する各種事業の推進に努めて参りました。

まず、ETCカード事業については、ETC2.0車載器

搭載車に対する高速道路料金割引の拡大が実施されたことにより、ETC2.0車載器への載せ替えが進み、売り上げに寄与しました。また部門別集計表や集計データの利用頻度も上がり、組合員企業の事務処理の軽減、管理面の高度化に寄与しました。さらにこれらのデータ管理手法は新規組合員獲得の際にもメリットとなり、結果としてETCカードの利用実績は前年比増となりました。

外国人技能実習生共同受入れ事業は、新たにミャンマーからの受入れも始まり、期末には在留する実習生数が800名を超えるに至りました。一方、外国人建設就労者共同受入れ事業においては全国1,900組合の中で認定130組合の一つとなり、6月には当組合として最初の外国人建設就労者の受入れを開始することができました。

ご支援、ご協力いただきました組合員各位に深く感謝申し上げます。



港勤労福祉会館



組合設立60周年 記念祝賀会を開催致しました

東西商工協同組合は1957年7月31日に前身となる月島商工協同組合が設立されてから、本年60周年を迎え、5月18日、八芳園（東京都港区）において、記念祝賀会を開催させていただきました。

当日は、午後4時より、60年を振り返るヒストリームービーでスタート。会長の金尾健介より開宴の挨拶の後、来賓を代表して、2名の方々からそれぞれご挨拶を頂きました。乾杯・和やかな歓談のうち、祝電披



露・中国やベトナムのよりビデオメッセージが紹介され、その他、来賓よりご挨拶も頂きました。その他、歌のアトラクションや抽選会、永年勤続表彰、グループソングを作詞作曲頂いた島谷恵介氏の伴奏で職員全員で歌を披露させて頂き、最後に理事長の岡田節憲より閉演のことばを経て、盛会裡に祝賀会を終える事ができました。



当日は急な雷雨に見舞われましたが、足元の悪い中、お集まりいただきました皆様には心より御礼申し上げます。

東西商工協同組合 60年の歩み

これからの未来も
組合員の皆様と共に



第11回全国外国人技能実習生日本語弁論大会 東京大会が開催されました

平成29年6月18日（日）日本科学未来館・未来館ホールにて第11回全国外国人技能実習生日本語弁論大会東京大会（主催:全国ビジネスサポート協同組合連合会）が開催され、総勢21名の外国人技能実習生が日本語で弁論発表を行い、日々の勉強の成果を発揮しました。

弁論者の内訳はベトナム人11人、中国人5名、フィリピン人2名、タイ人2名、ミャンマー人1名で、民族衣装や和装を着て発表する実習生もあり、華やかで国際色豊かなものになりました。弁論の内容は、日本語の勉強、実習で学んだこと、日本の生活での感動、自身の夢や信念など様々なテーマに渡りました。緊張して言葉に詰まる実習生に対しては観客席から応援の声がかけられ、豊かな表情や大きなジェスチャーに笑いや共感が起こったりと、日本人にはない視点や体験は、人々の心を惹きつけました。

審査委員長の一般社団法人全国日本語学校連合会理事長・荒木幹光先生の講評によると、弁論がそれぞれ素晴らしかったので甲乙つけがたく、最後はわずかな発音の差で賞が決定されたとのこと。弊組合からは、合計11名（ベトナム7名、フィリピン2名、中国1名、ミャンマー1名）の実習生が発表を行い、その内、5名が入賞いたしました。

当日の様子はYouTubeの東西商工協同組合チャンネルにアップしておりますので、実習生の日頃の成果を是非ご覧ください。



東西商工



URL: <https://www.youtube.com/user/TSK9321>



弁論発表の様子
(左写真)



表彰式の様子
(右写真)



会場の様子
(左写真)



交流会での
じゃんけん大会の様子
(右写真)

■最優秀新人賞

- 朱 楊恵さん（中華人民共和国）
・・・ 製造販売・株式会社M

■優秀賞

- WAI YAN KOKOさん（ミャンマー）
・・・ 食品関連・F株式会社
- TRAN VAN QUOC VIETさん（ベトナム）
・・・ 食品関連・I株式会社

■優良賞

- HOANG VAN QUANさん（ベトナム）
・・・ 橋梁関連・株式会社Y
- AGUILA IREEN DE CHAVEZさん(フィリピン)
・・・ 食品関連・W株式会社

本大会には中華人民共和国日本国大使館一等書記官の黄錦龍氏と在日ベトナム大使館一等書記官のファン・チュン・ホァン氏がそれぞれ来場され、来賓としてご挨拶をいただきました。また審査時間を利用して日本語能力試験合格者23名の表彰も行われ、弊組合の実習生で優良賞を獲得したQUANさんは表彰者唯一のN2合格者としてインタビューを受けました。

弁論大会終了後、場所をタイム24ビル11階のレストラン「シーガル」に移して交流会が行われ、食事を取りながらテーブルを囲んで企業の皆様、実習生、組合職員が和気藹々と交流を深めることができました。

最後に景品をかけてじゃんけん大会では、ひと勝負ごとに実習生の歓声が沸き起こり、大いに盛り上がり、すべてのプログラムを終了いたしました。

技能実習法施行に向けた注意点

2017年11月1日の技能実習法施行に向けて、財団法人国際研修協力機構を初めとする関連団体主催の各種説明セミナーが全国で開催されており、弊組合も必ず参加し、情報収集に努めております。

同法施行後に外国人技能実習機構へ申請する技能実習計画では、添付書類が大幅に増え、申請のための要件も多くなっています。その中から特に注意するべきと思われる項目を取り上げます。

① 宿舎の広さ

押し入れなどを除く寝室の広さは、一人当たり4.5㎡以上と規定されています。現在の寝室の広さを確認の上、万が一同一基準に満たない場合は早急に対応が必要となります。

② 各種書類の申請時期

これまでは入国管理局において資格変更や期間更新の審査中であれば、すでに実習生の在留期限が切れていたとしても、実習生が在留することも実習することも可能でしたが、同法施行後は、入国管理局において審査中であったとしても、在留期限以降は実習ができなくなります（在留は可能で自宅待機となります）。在留期限前に許可を受ける事ができるよう余裕を持つ

て早めに各種の申請を行うことが重要となります。

③ 役員の住民票

謄本に記載された役員全員の住民票を添付することが義務となりました。住民票登録場所が遠方の場合、取り寄せに時間がかかりますので注意が必要です。

④ 指導員他の履歴書

技能実習指導員以外にも技能実習責任者および生活指導員の履歴書の提出と、各人が実習実施機関に所属していることを証明する書類（健康保険証など）の添付が求められます。

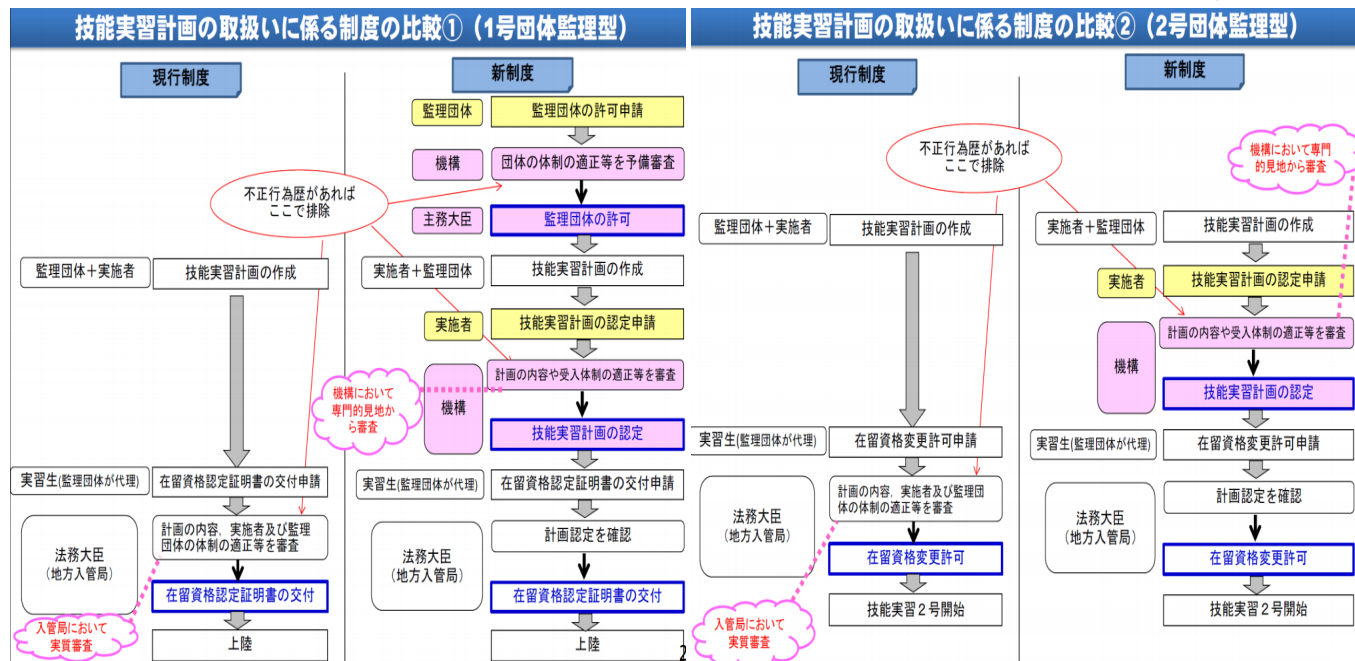
⑤ 実習生の賃金

日本人と同等程度と定められており、実習生と同等の作業に従事する日本人と同等の待遇（各種手当を除く基本給）が必要となります。現在の実習生の賃金が同基準に合っているか点検し、不足する場合は改訂が必要です。

上記の内容は、技能実習計画を申請する際に必須となっており、条件を満たさない、または添付できない場合、申請が許可されないこととなります。詳細につきましては弊組合国際部へお気軽にご相談ください。

技能実習計画の取り扱いに関わる制度の比較

外国人技能実習機構HPより

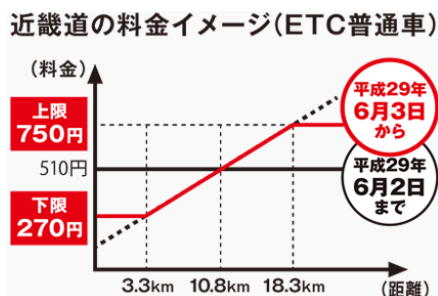
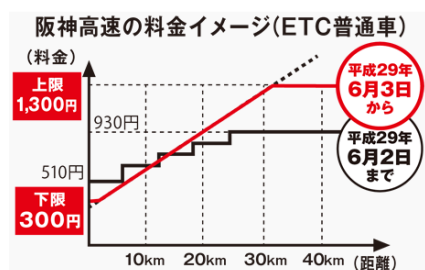


近畿圏の高速道路料金が平成29年6月3日より変わりました。

阪神高速道路会社は、平成29年6月3日からの高速道路料金及び割引内容が変更となりました。弊組合で概略をまとめましたのでご案内いたします。なお、詳細につきまして阪神高速道路株式会社のHPにてご確認ください。

①対距離制を基本とした料金体系に統一します

現在、均一料金となっている近畿道、阪和道、西名阪道、第二京阪道路について、ETC車は利用距離に応じた料金へ移行します。



②起終点を基本とした同一料金を実現します

経路によって料金が異なっていましたが、起終点を基本とした同一料金が導入されます。

経路別料金の例 ETC車（普通車）

南阪奈道路(太子IC) ⇒ 阪神高速 大阪都心部		
経路(阪神高速)	新料金	割引後料金(割引額)
守口線 (44.9km)	1,978円	1,318円 (-660円)
東大阪線 (33.7km)	1,698円	1,318円 (-380円)
松原線 (26.8km)	1,318円	—

経路に関係なく **1,318円**※

第二神明(伊川谷JCT) ⇒ 阪神高速 生田川・国道2号		
経路(阪神高速)	新料金	割引後料金(割引額)
北神戸線・ 新神戸トンネル (26.7km)	1,120円	800円 (-320円)
北神戸線・ 神戸山手線 (25.3km)	1,080円	800円 (-280円)
第二神明道路・神戸線 (22.5km)	800円※	—

経路に関係なく **800円**

※阪神高速とNEXCO西日本の割引後料金の合計額です。

※第二神明道路・神戸線の料金は阪神高速とNEXCO西日本の料金の合計額です。

③平成29年6月1日からの大口・多頻度割引

ETCコーポレートカード対象車に限り、阪神圏の特定範囲（左図）の利用額が1万円を超える部分について5%の割引が適用されます（2032年3月31日まで）

車両単位割引 (平成44年3月末)	カード毎の毎月の利用金額に応じて割引	
	5千円を超え、1万円までの部分	10%
	1万円を超え、3万円までの部分	15%
	3万円を超える部分	20%
	特定範囲内の利用額が1万円を超える部分	5%

車両制限令違反に係る違反点数通知制度が開始されました。

平成29年4月1日より、東日本高速道路（株）、中日本高速道路（株）、西日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）及び本州四国連絡高速道路（株）（以下「道路会社」という。）では、車両制限令違反者に対するETCカードの大口・多頻度割引停止措置等を見直し、違反抑制に向けた取り組みを強化されておりますが、今般、道路会社より、車両制限令違反に係る累積点数通知制度が開始されました。同時に、弊組合に対しても、ETCカードを利用される組合員様の状況把握と、より一層の違反抑止に向けた

指導強化を実施する様求められております。

この制度は、組合に対し組合員内で発生した車両制限令違反に係る累積点数が通知される制度ですが、この通知に際しては、事前に組合員様からの同意書が必要になります。弊組合では、組合員様内で発生している違反状況を把握し、対象となった組合員様と情報を共有し、共に改善を推し進める予定です。

今回の同意書につきましては、すべての組合員様にご提出をお願いしております。ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

季刊 スケットニュース

SKET NEWS

商工中金様より弊組合に感謝状を頂戴いたしました。



株式会社商工組合中央金庫様より、弊組合創立60周年にあたり、地域経済の発展に尽力してきたとの趣旨にて感謝状を頂戴致しました。

多くの組合員企業のお役に立ちたい、その想いを胸に走り続けた60年。これからもより一層、組合員の皆さまと共に歩み続けてまいります。



SKET NEWS

Tidbits
豆知識

目の疲れをとる裏ワザ
(耳たぶマッサージ)

仕事でパソコンや作業に集中したり、通勤途中でスマホを操作など目を酷使することが多くなっていませんか？疲れ目対策をすでにおこなっている人も多いかと思います。たとえばPCの光を抑えるメガネや目薬、目の周りをマッサージなど人それぞれの方法があるかと思います。

目が疲れたな～。と思ったそんな時には、簡単にできる

耳たぶマッサージも試してみてもいいでしょうか？

耳には目にも通じるツボがあって、軽く耳たぶをマッサージすることで、ツボが刺激され目の疲れを緩和できる作用があるそうです。（個人差はあります。）道具を使う必要がありませんので、仕事の合間に試してみてもいいでしょうか。

小規模事業者や自治会・同窓会も対象に 改正「個人情報保護」の取り扱いルール

個人情報の適切な取扱いについて定めた個人情報保護法。これまでは主に大企業が対象でしたが、平成29年5月30日からは、小規模事業者やNPO、町内会・自治会などの団体も含め、個人情報を事業に利用するすべての事業者・団体が対象になります。

個人情報とは

生存する個人に関する情報
であって、
特定の個人を識別できるもの

1.「個人情報保護法」の目的

個人情報を取り扱う際のルールを定めた法律となり、平成29年5月30日からはすべての事業者が対象です。大きな改正点の一つに、適用範囲の拡大があります。これまで、法律の適用対象は5,001人以上の個人情報を取り扱う事業者に限られていましたが、平成29年5月30日からは、個人情報の数にかかわらず「個人情報をデータベース化して事業に利用している事業者」はすべて適用対象となります。

例えば、これまでは大勢の従業員を抱える企業や大量の個人情報を事業に利用していた企業等が個人情報保護法の主な対象でしたが、これからは中小企業

や個人事業主も対象になります。また、個人情報を利用する事業が営利か非営利かは問われない為、町内会・自治会、学校の同窓会等にも、個人情報を取り扱う際のルールが義務づけられました。

2.個人情報の取り扱いのポイント

個人情報を扱う基本的なルールは、下記となります

- 1「使う目的をきちんと本人に説明する」
- 2「勝手に目的外に使わない」
- 3「しっかり保管する」

また、個人情報を取り扱う従業員に教育を行うことや、業務を委託する場合に委託先を監督することも大切です。詳しい内容はガイドラインに掲載されていますので、[個人情報保護委員会ウェブサイト](#)からご覧ください。（文献参照：政府広報オンライン）

5,001人以上の個人情報を
利用する事業者

平成29年
5月30日
以降

個人情報を利用する
すべての事業者

ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1.会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

- ・製造業その他… 資本金3億円または従業員300人以下
- ・卸売業… 資本金1億円または従業員100人以下
- ・小売業… 資本金5千万円または従業員50人以下
- ・サービス業… 資本金5千万円または従業員100人以下

2.社名のご変更 3.代表者のご変更 4.ご住所・TEL・FAX等のご変更

5.ご担当者のご変更 6.引落口座のご変更

●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類（登記簿謄本等）のご提出をお願いしております。

●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

編集後記

夏と言えば『土用の丑の日』。「土用の丑の日」とは四立(立春/立夏/立秋/立冬)の前18日間の内12日周期で来る丑の日が該当するそうで今年は2回あるとの事。なぜこの日に鰻なのかは諸説ありますが江戸末期、平賀源内が当時、夏に売れない鰻が売れるようにと発案したのが有力です。一方、各地で豪雨災害が多発しており、先日の九州北部豪雨で被害に遭われた皆様には謹んでお見舞い申し上げます。これからも組合員の皆様へ誌面を通じて様々な情報を的確に提供してまいります。